

日本における環境アセスメント 訴訟の現状と課題

大久保規子*

<목차>

1. はじめに
2. 日本のアセス訴訟の特徴
 - (1) 自治体アセスをめぐる紛争の多さ
 - (2) なお顕著な原告適格の壁
 - (3) 住民訴訟の限界
 - (4) アセスの要否をめぐる紛争の多発
 - (5) アセスの実施・再実施を求める訴訟の登場
3. アセス訴訟における違法性の判断基準
 - (1) アセスの不実施
 - (2) 手続違背のアセス
 - (3) アセスの結果反映に関する瑕疵
4. 今後の展望

[要約]

日本のアセス訴訟の多くを占めるのは、公共事業の許認可等の取消訴訟と民事差止訴訟であり、内容的にはアセスの要否をめぐる争いが多い。アセスの違法を認定した判決は少ないが、判決においてアセスの不備が指摘されたことを契機に、追加調査・保全措置が行われることも珍しくなく、その意味で、アセス訴訟は、違法・不当なアセスに関する一定の是正効果を有している。また、最近では、アセスの瑕疵に対する司法統制が強化される傾向にあり、アセス手続に瑕疵がある場合や、アセスの結果が許認可等に適切に反映されていない場合に、許認可等を違法と判断する判例も存在する。

* 大阪大学大学院法学研究科 教授

もともと、日本では、未だアセス訴訟における原告適格が限定されており、アセスの実効性を担保するためには、司法アセスを保障するための立法的措置が必要である。

キーワード：環境アセスメント, 環境影響評価法, 原告適格, 裁量統制, 手続的瑕疵

1. はじめに

1997年の環境影響評価法（以下「法」という。）の制定により、日本の環境アセスメント（以下「アセス」という）は、大幅な改善をみた。しかし、上関原発、新石垣空港、辺野古米軍飛行場問題にみられるように、アセスが不適切・不十分であるという争いは後を絶たない。アセスの実効性を向上させるためには、より早い段階からのアセス、事後調査の充実、市民参加の促進等とともに、司法審査の強化が不可欠である。

判例データベース（LEX/DB）によれば、アセスをめぐる訴訟は、20年前くらいから顕著に増加し、この10年ほどは、毎年10件から20件程度の関連判決が出されている¹⁾。アセス訴訟の類型を見ると、許認可等の取消訴訟と民事差止訴訟が、それぞれ全体の約3分の1を占める。後述のように、抗告訴訟の原告適格が限定されているため、住民訴訟の割合も高い（全体の約4分の1）。本稿では、日本のアセス訴訟の動向を分析するとともに、司法審査の手法・基準について論じる。

2. 日本のアセス訴訟の特徴

(1) 自治体アセスをめぐる紛争の多さ

¹⁾ 日本のアセス訴訟の動向については、例えば、大久保規子「環境影響評価と訴訟改革」環境と公害40巻2号（2010年）26頁以下、柳憲一郎「環境影響評価法施行後の訴訟の動向」法律論叢83巻2=3号（2011年）331頁以下参照。

日本のアセス法体系は、法と自治体の環境影響評価条例（以下「条例」という）から構成される。法の対象事業は大規模公共事業に限定されており、アセスの対象案件自体が少ない²⁾。そのため、アセス訴訟の多くは、自治体の条例違反を争うものである。

法の対象事業の事業主体は、発電所を除き、ほとんどが国、自治体または公共団体であるのに対し、条例アセスの対象は民間事業も少なくない。また、法アセスの場合には、アセスの結果を事業の許認可等に反映させるべき旨を定めた規定（いわゆる横断条項）が設けられており、当該許認可者等は、許認可等の根拠法規に環境配慮規定が設けられているか否かにかかわらず、環境配慮を義務付けられている。これに対し、条例アセスの場合には、アセスの結果を許認可等に反映させることを義務付ける横断条項が存在しないため、アセスの実効性確保に関する独自の課題が存在する³⁾。

（2）なお顕著な原告適格の壁

アセスに係る許認可の取消訴訟では、2004年の行政事件訴訟法（以下「行訴法」という）改正により原告適格の実質的拡大が図られた後も、原告適格の問題が、依然として訴訟の大きな障害となっている。確かに行訴法改正直後には、小田急訴訟判決（最判 2005年 12月 7日民集 59巻 10号 2645頁）により、従来の判例が変更され、大きな注目を集めた。この判決は、鉄道の高架化事業認可処分について、事業区域内に不動産を有しない者であっても、条例アセスの関係地域内に住む住民には、健康・生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがあるものとして、取消原告適格を認めたものである。しかし、その後の判例には、当初期待されたほどの大きな進展はみられない。

2) 従来のアセス事例については、環境省のホームページ参照 (<http://www.env.go.jp/policy/assess/3case.html>)。

3) 下級審の判例には、アセス結果の考慮義務を否定するものが見受けられる一方、各個別法の処分要件の解釈において、環境影響評価の瑕疵の有無や評価結果を考慮しようとするものも少なくない。

(3) 住民訴訟の限界

1990年代半ば以降、原告適格の問題を回避するために頻繁に活用されているのが、住民訴訟である。住民訴訟が環境保護のために一定の役割を果たしてきたことは確かであるが、その限界も明らかとなっている。住民訴訟とは、普通地方公共団体の長などが、違法または不当な公金の支出や財産の管理、処分を行ったときに、当該地方公共団体の住民が、監査委員に対する住民監査請求（自治242条）を経て提起する訴訟である（自治242条の2）。住民訴訟は、当該地方公共団体の住民であれば誰でもが提起できる訴訟であり、法規の適正な運用を確保し、住民自治を実現するために認められた民衆訴訟の一種である。処分取消訴訟の原告適格が制限されているため、公害防止、自然環境保全、文化財保護などの目的のため、会計行為の原因行為の違法を理由として、住民訴訟が提起される例が少なからず見受けられる。

しかし、第1に、住民訴訟は自治法に基づく制度であるから、当該自治体以外の者が事業者である場合には、アセスの違法を争うことは困難である（例えば、八ッ場ダムに関する東京地判平成2009年5月11日 判例自治322号51頁参照）。第2に、どのような場合に先行行為（アセス）の違法が後行行為（公金支出）の違法を導くかという問題がある。例えば、神戸空港訴訟に関する神戸地判2005年8月24日（判タ1241号98頁）は、仮に先行行為である環境影響評価書に違法があるとしても、かかる違法により本件用地の利用が当然に禁じられるという関係にはないと判示している。とくに、公金支出の差止めに関しては、先行行為に重大かつ明白な違法のある場合のみ差止めが認められるとするのが下級審の傾向である（臨海副都心有明北地区埋立てに関する東京地判所2003年11月28日LEX/DB28090658等）。第3に、住民訴訟のうち、最も数が多い損害賠償事件では、違法な財務会計行為が存在しても、自治体に損害が発生しなければ敗訴となる（例えば、川崎市生田緑地岡本美術館訴訟に係る横浜地判2001年6月27日判例自治254号68頁）。

以上の判決の当否は別として、これらの問題は住民訴訟が本来、自治体の財務会計行為の違法を是正するための訴訟であることに起因するものであり、

アセスの瑕疵を直截に是正することのできる訴訟類型の必要性を示唆するものであるといえる。

(4) アセスの要否をめぐる紛争の多発

アセスの瑕疵をめぐる争点は、調査項目・手法、評価結果、参加手続の瑕疵等、多岐にわたっているが、その中でも、いわゆるアセス逃れを含め、アセスの要否をめぐる争いが、かなりの数に上っている。典型例としては、枚方市が、3ヘクタール以上の住宅団地建設・開発行為を条例アセスの対象としていたところ、約5ヘクタールの住宅団地の開発を計画した事業者が、土地を2.99ヘクタールと1.89ヘクタールに分割し、アセスを回避したことの違法が問われた事案（大阪地判2009年6月24日判例自治327号27頁）等がある。

日本のアセス制度については、かねてよりその対象が限定されすぎているという批判があるが、アセスの対象外の大多数の事業については、環境負荷の総量は決して少なくないにもかかわらず、適正な環境配慮を促す仕組みが極めて弱い。その意味でアセスの対象事業と対象外事業との間に環境配慮の不均衡が生じており、根本的な対策としては、あらゆる事業について、事業の規模や性質に応じた環境配慮を義務付けられない限り、アセス逃れはなくなるであろう。

(5) アセスの実施・再実施を求める訴訟の登場

(4)の問題と関連し、アセスの要否や杜撰さが問われている場合には、アセスの実施・再実施を求める方が直截ではないかという問題が存在する。処分差止め訴訟の法定化や仮の救済の充実が図られたとはいえ、抗告訴訟であれ、住民訴訟であれ、裁判が確定するまでに、工事の進捗により、不可逆的な環境改変がなされる可能性は否定し得ない。また、本来、事業者にとっても、より早い段階で瑕疵を是正できるのであれば、手続の手戻りを避けることができるというメリットがある。諸外国でも、必要なアセスが実施されない場合に

は、参加権の侵害として、参加手続の実施を求めることができるとされている例が存在する。

現行制度の枠内で検討に値するのは当事者訴訟の活用であり、下級審判例には、その可能性を認めたものもある。すなわち、清掃工場のアセスに係る横浜地判2007年9月5日（判例地方自治303号51頁）は、神奈川県条例は、関係住民等に対してアセス手続に参加する権利を広く保障しているから、住民とごみ焼却施設事業者との関係は公法上の法律関係に属するものであり、住民が公法上の当事者訴訟としてアセスの実施を請求することは適法であると⁴⁾。現在、沖縄・辺野古への米軍飛行場移転計画をめぐることも、国を被告として、アセスの諸手続をやり直す義務があることの確認を求める訴訟が提起されており、その帰趨が注目される。

3. アセス訴訟における違法性の判断基準

日本では、従来、アセスの違法が認定された事案は僅かである。もっとも、アセスの不備を指摘する判例は決して少なくない。以下、従来の判例の分析をもとに、アセスをめぐる司法審査のあり方について検討する。

とくに数の多い許認可の取消訴訟においては、アセスの瑕疵が許認可等の取消違法を導くか、アセスの結果が許認可等に適切に反映されているかという2点が主な争点である。法の対象事業については、横断条項の存在を根拠に、対象事業に係る許認可等の審査に際し、これらの点が審査されている。

(1) アセスの不実施

法または条例により義務付けられているアセスを実施せずに、当該事業に

⁴⁾ もっとも、この判決は、この手続的参加権の保障はアセス手続の実施を前提とするものであり、同条例にアセスの実施請求権や不服申立手続に関する規定がないことからすれば、同条例が、直ちに住民に対し実施請求権まで認めた趣旨であるということとはできないとして、結果的には請求を棄却している。

係る許認可や公金支出が行われた場合には、当該許認可等も違法となる。この類型には、スクリーニングに係る判断を誤り、本来アセスが必要な場合であるにもかかわらず、これを不要とした場合も含まれると考えられる。もっとも、日本のアセス法の運用上、従来、ほとんどのスクリーニングの対象事業において、アセスが実施されている。

アセスの不実施が違法と判断された事例としては、前掲川崎市生田緑地岡本美術館訴訟（住民訴訟）判決がある。同判決は、川崎市条例に基づくアセスを経ずに行われた開発行為は条例違反の違法行為となる上、アセス条例所定の手続を遵守しなければ本来次の段階に適法に進めないのであるから、その後に事業を進めるための公金支出も、定められた法手続を遵守しなかったという意味で違法であると判示している⁵⁾。

(2) 手続違背のアセス

必要なアセスが実施された場合でも、その手続に瑕疵がある場合には、軽微な瑕疵を除き、当該アセスの結果を前提とした許認可等も違法になると考えられる。EUにおいても、調査項目・方法、代替案検討が不十分であった場合や参加権侵害の場合等、アセス手続に本質的な瑕疵があった場合には、そのようなアセスを前提としてなされた許認可等も違法と判断する傾向が強まっている。

日本の従来の判例には、当該アセスには決して軽視し得ない問題があることを指摘しつつも、およそアセスの名に値しないとまで決めつけられないとして請求を棄却したものもあり、アセスの不実施と同視しうるような瑕疵でない限り許認可等は違法にならないかのような口ぶりの判決も存在した（和白干潟訴訟に関する福岡地判1998年3月31日判時1669号40頁）。しかし、最近の判例は、アセスの瑕疵をより子細に検討し、瑕疵の態様・程度によっては、許認可等の法的効果に影響を与える場合のあることをより広く認める傾向に

⁵⁾ 大久保規子「岡本太郎美術館建設事業費等返還請求事件」判例地方自治261号（2005年）41頁以下参照。

ある。

より具体的にこれを見ると、第1に問題になるのは、予備調査と称し、スコーピング（方法書手続）の前に、環境に影響を及ぼすような大規模調査を行う場合である。この種の調査方法・項目等については自治体、市民等が意見を述べるできないうえ、予備調査自体により自然環境が改変・破壊されるなどして、本調査における適切な環境情報収集ができなくなるおそれがある。例えば、石垣空港訴訟において、那覇地判2009年2月24日（LEX/DB 25440651）は、方法書の作成に係る現地の状況確認調査を利用して大規模な調査が行われた問題に関し、「環境影響評価を行うに先立つ手続として方法書の手続を定めた法の趣旨を没却しかねないもの」とであると判示している（請求自体は棄却）。

第2に、しばしば争いになるのは、調査方法・項目、調査結果の分析・評価が適切であったか否かである。アセス訴訟の中でも比較的数の多い都市計画事業案件に関しては、近年、いくつかの注目すべき判決が出されている。まず、阪神鉄道西大阪延伸線事業の都市計画事業認可処分に係る大阪地判2008年3月27日（判タ1271号109頁）は、騒音被害につき、汎用性・信頼性が高い森藤式に準拠して鉄道騒音の予測を行っているかどうか、その予測結果が学識経験者の検討を経て作成された騒音対策指針値を下回っているかどうかは本件環境影響評価書の信頼性を左右する事柄であり、その見誤りは都市計画決定の基礎を失わせるとする⁶⁾。また、同事業の工事施行認可に係る大阪高判2007年10月25日（判タ1264号138頁）は、騒音に係る環境影響評価書の記載の一部に過誤があることを認め、当該部分を騒音の判断資料とするのは相当でないと判示している（何れの判決も結論としては請求棄却）。

さらに、圏央道あきる野IC訴訟の第1審判決（東京地判2004年4月22日判時1856号32頁）は、土地収用法上の事業認定においては、瑕疵ある営造物の設置を目的とするものではないことが黙示の前提要件とされているとした

6) 大久保規子「西大阪延伸線都市計画事業認可処分取消請求事件」判例地方自治326号（2010年3月）73頁以下参照。

うえで、本件においては、環境影響評価書の記述から環境基準を超える騒音を生じさせる結果となることを容易に認定することができたこと、本件環境影響評価書は、そもそもより厳格な環境基準を適用すべきであった地点においてまで緩やかな環境基準を適用しているのであり、誤った基準を用いることにより騒音による被害の発生を過小に評価したものとわざるを得ないこと等を理由に、事業認定の違法も認定している（ただし、同判決は控訴審で取り消されている）。

もっとも、調査方法・項目に不備があった場合には、五月雨式に追加調査等がなされることも珍しくなく、どのような要件の下に瑕疵の治癒を認めるかという問題がある。安易に瑕疵の治癒を認めると手続の軽視を助長しかねない反面、状況の変化に応じ追加調査を行う必要があることも確かであり、瑕疵の程度、内容等を総合的に考慮し、個別具体的に判断する必要がある。

第3に、意見書提出手続や説明会が実施されず、またはその方法が不適切であった場合、準備書・評価書への意見の記載、意見に対する事業者の見解の記載が不適切であった場合等、参加手続の瑕疵も、その態様・程度によっては、許認可等の違法を導きうる。意見募集や説明会が全く行われないということは通常考えにくい。例えば、いったん意見書手続等を終えた後に、調査項目・手法を大幅に変更したり、不完全な方法書等を公告し、これに対する意見募集を行った場合等が問題となり得る。

(3) アセスの結果反映に関する瑕疵

前述のように、アセス法は横断条項により、許認可権者等に対し、評価書の記載事項等に基づいて、環境保全について適切な配慮がなされるものであるかどうかの審査を義務付けている（33条以下）。その際、許認可権者等は、その根拠法規が定める許認可等の基準と、環境保全に関する審査の結果を併せて判断し、当該免許等の拒否処分を行い、または必要な条件を付することができる。したがって、許認可権者等には、一定の裁量が認められており、アセスの評価書において重大な環境影響があるとされている場合であっても、より

重要な公益上の必要性があるならば、許認可等を行うことが直ちに違法になるとはいえない。しかし、許認可権者等は、さまざまな要考慮要素を適切に衡量し、場合によっては条件を付する必要があるから、アセス結果が許認可等に適切に反映されていない場合には、違法となり得る。公共事業に関する訴訟の中でも比較的数の多い都市計画事業についていえば、環境保全について適切な配慮がなされていない都市計画決定は違法になることを意味する。

また、都市計画決定と其の後の都市計画事業認可の關係について、最高裁は、都市計画事業認可の前提となる都市計画が違法であれば、同認可も違法となるとする考え方を基礎とし、「当該決定の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したのものとして違法」となるとしている（最判2006年11月2日民集60巻9号3249頁）。この基準は行政に広い裁量を認めているように見えるが、最高裁は、例えば、建設大臣が林業試験場の跡地を利用して設置される公園に関する都市計画を決定するに当たって、民有地を上記公園の区域に含めて定めたことについて、民有地に代えて公有地を利用することができるときには、そのことも都市施設の区域の合理性を判断する一つの考慮要素となり得るとして、この点を十分検討せずになされた都市計画決定を適法であるとした原審の判断には違法があると判示している（最判2006年9月4日判時1948号26頁）。

アセスに関する事案としては、下級審ではあるが、小田急高架化訴訟の第1審判決（東京地判2001年10月3日判時1764号3頁）は、高架式を採用すると相当広範囲にわたって違法な騒音被害の発生するおそれがあったのに、これを看過するなどアセス結果を参酌するに当たって著しい過誤があること等を理由に認可の取消しを認めていることが注目される（ただし、同判決は控訴審で取り消されている）。

4. 今後の展望

以上のように、日本では、近年、行政訴訟における裁量統制密度の一般的向上傾向を受け、アセスの適否についても、以前より踏み込んだ検討を行うものが増えている。確かにアセスの違法を認定した事案は多くはないが、その不備を指摘する判例は決して少なくない。これらの事例の中には、事実上、追加調査や追加の保全措置が執られる例も少なからず見受けられ、訴訟が不当な行為の是正に一定の効果を挙げていることが伺われる。

もっとも、アセスに関する司法判断は、なお事案によるばらつきが大きい状況にあり、また、その統制密度も、欧米各国に比べれば、まだまだ弱いと言わざるを得ない状況にある。その主要な要因の1つは、日本では、依然として原告適格が制限されており、アセスに関する実体的な審査事例の蓄積が進まないということにある。

これに対し、とくにEUにおいては、「環境に係る計画、プログラムへの市民参加指令（2003/35/EC）」（市民参加指令）（2003年）により、アセス指令（EIA指令）に新たな規定が挿入され（第10a条等）、アセスに係る許認可等について、関係市民やNGOが手続的および実体的違法を争うことができるようにすることが義務付けられ、市民およびNGOの司法アクセスが保障されている⁷⁾。実際、参加権の侵害、アセスの手続的瑕疵を理由に、許認可等が取り消される例も珍しくない。また、多くのEU諸国には行政裁判所が設置されており、ドイツやフランスに典型的にみられるように、専門的事項についても、比較的密度の高い審査が行われている。そのほか、EUの行政裁判官協会の環境委員会では、EU各国の事例を題材にして議論するなど、裁判官相互

⁷⁾ アセス指令の改正は、「環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約」（オーフス条約）に対応するためのものである。同条約は、①環境情報へのアクセス権、②環境に関する政策決定への参加権、③司法へのアクセス権という3つの権利を、NGOも含め、すべての市民に保障することを目的としている。オーフス条約と司法アクセスの保障については、大久保規子「環境公益訴訟と行政訴訟の原告適格—EU各国における展開—」阪大法学58巻3=4号（2008年）103頁以下参照。

の交流を通じて知見や認識の共有が進められていることも、裁量統制の強化に寄与していると考えられる。

最近では、欧米のみならず、アジア諸国においても、アセスに対する司法統制が強まっていることが伺われる。例えば、台湾では、1990年代後半以降、主な環境法に順次、市民訴訟条項が設けられている。そして、例えば、「台湾環境ユニオン」という環境団体が、観光リゾートの建設差止めを求めた事案において、2007年9月、高雄行政高等裁判所は、必要なアセスを経っていないことを理由に請求を認容している。また、タイにおいても、環境団体訴訟が有効性を発揮しており、マブタブットコンビナートをめぐり地球温暖化防止協会が提訴した事件では、2009年に、最高行政裁判所が、アセスおよび健康影響評価の不備を理由に、70以上の事業の一時差止判決を下している⁸⁾。

1997年のアセス法の制定から10年以上が経過し、現在、国会では、アセス法の改正法案⁹⁾が審議されている。改正法案には、日本版SEAの導入、市民参加の改善、事後調査の強化等が盛り込まれている。しかし、アセスの実効性を向上させるためには、司法アクセスの保障を通じ、アセスの瑕疵に対する司法統制を担保し、違法性判断の実体的基準の明確化、強化を図ることが不可欠である。

今回のアセス制度の見直しに当たっては、改正法案には盛り込まれなかったものの、特別の争訟手続の構築が論点の1つとなった¹⁰⁾。論点整理においては、①行政事件訴訟法の改正によることなく、アセス法により独自の制度を構築することが妥当か、②アセスの違法性をどのように判断するか、③都市計画制度等、他制度との調整を図る必要があるのではないか、④公共事業の円滑な実施の妨げとなる可能性があるのではないかなどの問題点が指摘された。

8) 土井利幸「マブタブット工業団地判決とその後」環境と公害40巻2号(2010年)45頁以下参照。

9) 改正法案については、環境省のホームページ参照(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12295>)。

10) 中央環境審議会答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」(2010年2月22日)参照。

これらの事項のうち、とくにネックになるのは、②、④の問題であると解される。しかし、事業の遅延の可能性については、EUの実態調査でも濫訴の存在は確認されていない。むしろ、直截にアセスの瑕疵を争う制度を整備する方が、事業者の予測可能性を高め、紛争解決の効率性の向上につながる可能性が高い。また、違法性の判断基準については、最近、徐々にではあるが一般的な裁量統制の手法が進化しており、新たな争訟制度の導入が判例と理論の進化をさらに促すことが期待される。今回の法改正に当たっては、時間的制約から、争訟制度に関する議論が実質的にほとんど行われておらず¹¹⁾、具体的な検討の場を設けることが喫緊の課題となっているといえる。

투고일자 2011.5.6. 심사일자 2011.5.16. 게재확정일자 2011.5.23

11) 環境影響評価専門委員会では、事務局の説明を含め、議事録にしてA4用紙3枚弱の時間を割くにとどまっている。なお、弁護士会からは、日本弁護士連合会「今後の環境影響評価制度の在り方について(案)(環境影響評価制度専門委員会報告案)に対する意見」(2010年2月12日)、東京弁護士会「環境影響評価法改正に係る意見書」(2009年2月9日)等、具体的な提案がなされている。

[參考文獻]

日本弁護士連合會「今後の環境影響評価制度の在り方について(案)
(環境影響評価制度専門委員會報告案)に對する意見」(2010年2月12日)

東京弁護士會「環境影響評価法改正に係る意見書」(2009年2月9日)

土井利幸「マップアウト工業団地判決とその後」
環境と公害40卷2号(2010年)

中央環境審議會答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」
(2010年2月22日)

大久保規子「環境公益訴訟と行政訴訟の原告適格—EU各國における展開—
阪大法學58卷3=4号(2008年)

大久保規子「西大阪延伸線都市計畫事業認可處分取消請求事件」
判例地方自治326号(2010年3月)

大久保規子「岡本太郎美術館建設事業費等返還請求事件」
判例地方自治261号(2005年)

大久保規子「環境影響評価と訴訟改革」環境と公害40卷2号(2010年)

柳憲一郎「環境影響評価法施行後の訴訟の動向」
法律論叢83卷2=3号(2011年)

[국문초록]

일본에서의 환경영향평가 소송의 현상과 과제

오쿠보 노리코*

일본의 환경영향평가 소송의 다수를 차지하고 있는 것은 공공사업의 인·허가 등의 취소 소송과 민사 留止 소송으로, 내용면에서는 환경영향평가 여부를 둘러싼 다툼이 많다. 환경영향평가의 위법을 인정한 판결은 적지만, 판결에서 환경영향평가의 불비가 지적된 것을 계기로 추가조사·보전조치가 이루어지는 경우도 드물지 않다. 이러한 의미에서 환경영향평가 소송은 위법·부당한 환경영향평가에 관한 일정한 시정효과를 갖고 있다. 또 최근에는 환경영향평가의 하자에 대한 사법통제가 강화되는 경향이 있다. 환경영향평가 절차에 하자가 있거나 환경영향평가의 결과가 인·허가 등에 적절하게 반영되고 있지 않은 경우에는, 인·허가 등이 위법하다고 판단하는 판례도 존재한다. 다만 일본에서는 아직 환경영향평가 소송에서의 원고적격이 한정되어 있어, 환경영향평가의 실효성을 담보하기 위해서는 사법 환경영향평가를 보장하기 위한 입법적 조치가 필요하다.

주제어 : 환경영향평가, 환경영향평가법, 원고적격, 재량통제, 절차적 하자

キーワード : 環境アセスメント, 環境影響評価法, 原告適格, 裁量統制, 手続的瑕疵

* 오사카대학 대학원 법학연구과 교수